

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年6月17日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
もえぎ野小学校 給食室給湯器修繕
- 2 履行場所
横浜市青葉区もえぎ野16
横浜市立もえぎ野小学校
- 3 契約日
令和8年6月5日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年6月5日
- 5 契約金額
900,548円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市旭区中白根3-24-18
株式会社森川工業
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
給食室の給湯器操作パネルにエラーコードが表示され、給湯不能となった旨の報告があった。メンテナンス業者による点検の結果、既設の給湯器2台はいずれも故障していることが判明した。食器洗浄機等の使用ができず業務に支障をきたす恐れがあるほか、衛生面にも懸念が生じるため、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立もえぎ野小学校